

「豊橋市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要について

1 改定の経緯

豊橋市新型インフルエンザ等対策行動計画は、2012年に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、2014年に策定された。

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう新型インフルエンザ等対策政府行動計画が2024年7月2日に抜本的に改正されたため、市行動計画についても改定を行う。

2 基本理念

平時から感染症危機に対応できる体制を作ることで、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症の発生時に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、感染症危機に柔軟に対応できる社会を目指す。

3 計画期間

2026年度から2031年度までの6年間

4 対象疾患

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症

5 対策項目

6項目だった対策項目を13項目に拡充し、内容を充実

6 フェーズごとの計画

有事の際の対応策を整理し、準備期(平時)の取り組みの充実を図るものとする。

全体を以下の3期に分けて記載

準備期：感染症が発生する前段階(平時)に必要な対応等を定めた計画

初動期：感染症の発生初期に必要な初動対応を定めた計画

対応期：感染症のまん延以降、収束するまでに必要な対応等を定めた計画

7 実効性の確保

毎年度、定期的なフォローアップを行い、取組の改善を行う。

また、市予防計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する計画の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに行動計画の改定を行う。

8 各論 13 項目の概要

	準備期	初動期	対応期
① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実践的な訓練の実施 ・業務継続計画の作成 ・関係機関との連携構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の設置 ・全庁的な体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた対策実施 ・必要時、応援職員を県に要請
② 情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> ・国、JIHS、県等と連携して、情報収集の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、JIHS 県等から得た情報を分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・國の方針を踏まえながら、地域の実情に応じた対策の見直し
③ サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ・平時のサーベイランス実施 ・有事のサーベイランス実施体制に必要な準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・有事のサーベイランス開始(疑似症→患者の全数把握) 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行状況に応じたサーベイランス体制の柔軟な見直し
④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供・共有の形態及び方法に関する体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備期で整備した取り組みを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的な知見に基づく正しい情報を繰り返し提供、共有
⑤ 水際対策 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所との連携体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者等の健康状態確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切かつ柔軟に対策の強化又は緩和
⑥まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の対策に係る参考指標等の整理 ・感染対策について理解促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等へ感染対策等の要請 ・柔軟かつ機動的に対策の切り替え
⑦ ワクチン (新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種、住民接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・接種に携わる医療従事者、人員、場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定接種、住民接種の実施
⑧ 医療	<ul style="list-style-type: none"> ・市予防計画に基づく医療提供体制、相談センター、人材育成、移送体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談センター、発熱外来、受診方法の周知 ・入院、宿泊療養、自宅療養への振り分け
⑨ 治療薬・治療法 (新規)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集、提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・治療薬、治療法の研究開発への協力
⑩ 検査 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速に検査を実施できる体制の整備・強化 ・研修、訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・市予防計画に基づく検査体制の立ち上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請や状況に応じて検査体制の見直し
⑪ 保健 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対応人材の確保育成 ・保健所の業務継続計画の整備 ・研修、訓練等を通じた人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所における有事体制移行の準備 ・相談センターの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・有事体制への速やかな移行(相談、検査、積極的疫学調査、入院調整、健康観察等)
⑫ 物資 (新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画に基づき、感染症対策物資等を備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等について備蓄・配置状況の確認及び必要量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・物資及び資材の供給に関し相互協力
⑬ 市民の生活及び社会経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・支援の実施に係る仕組みの整備 ・火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者等に、事業継続のための準備等の呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活及び社会経済活動の安定を確保するための支援及び対策を実施

13項目別の主な対応(イメージ)

- ◆感染症発生の情報探知以降の対策の選択肢を時系列に大まかに示すものであり、ウィルスの特性により各対策は前後し、
◆ワクチンや治療薬の普及や変異株の流行など状況の変化に伴い、対策の縮小・再強化を行う
◆海外で疑わしい感染症が発生し、初動期はごく短期となり、国内での実際の患者発生は対応期となるケースを想定

初動期

対応期

